

職場内での掲示・回覧をお願いします。



全国健康保険協会 静岡支部
協会けんぽ

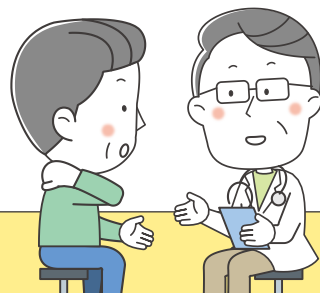
令和5年度
から
スタート!

生活習慣病予防健診の自己負担額を引き下げ

令和5年度から、自己負担額がお安くなっているのはご存じでしたか?

総額約19,000円の生活習慣病予防健診を、協会けんぽの補助を使ってお得に受診ができます。令和4年度まで、自己負担額は最高7,169円でしたが、現在は**最高5,282円**で受診ができます。

健診等について詳細は
こちらからご確認ください。



NEW! 令和6年度からスタート

付加健診の対象年齢を拡大

生活習慣病予防健診にプラスして、腹部超音波検査や眼底検査など、より詳しい内容の検査が受けられる付加健診。

これまで対象は40歳、50歳の方のみでしたが、令和6年度からは、**40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳**と対象年齢を拡大しました。

📞 お問い合わせ先 保健グループ/TEL.054-275-6605

付加健診とは

肝臓、胆のう、腎臓といった腹部の臓器の様子を調べる腹部超音波検査や、日本人の失明する原因第一位の緑内障や、自覚症状が出にくい糖尿病性網膜症などを見つける手掛かりとなる眼底検査といった、より詳細な健診のことです。

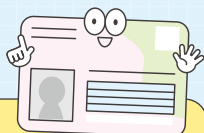
令和6年12月に

保険証が廃止されます

令和6年12月2日以降、新規に保険証は発行されません。
※発行済みの保険証については、保険証廃止後最大1年間、従来通り使用できるよう経過措置が設けられています。

マイナンバーカードを保険証として利用するには、事前に登録が必要となります。

登録は簡単!



お手持ちのスマートフォンやパソコン、医療機関・薬局の顔認証付カードリーダー、セブン銀行ATMから行うことができます。

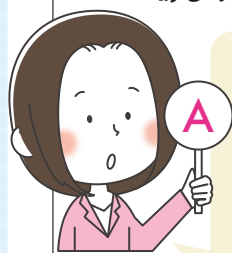
登録方法やマイナ保険証利用のメリットなどの詳細は
右の二次元コードからご確認ください。



加入者の皆さまから

よくあるご質問

Q 保険証が届く前に医療機関を受診する必要があるのですが、どのようにすればよいですか?



A 保険証が届くまでの期間も、資格取得日以降は健康保険の対象になります。保険証が届く前に医療機関で診療を受けて、医療費を全額ご負担された場合には、保険証が手元に届きましたら、『療養費支給申請書』を協会けんぽへご提出ください。



◀療養費支給申請書はこちらからダウンロード可能です。

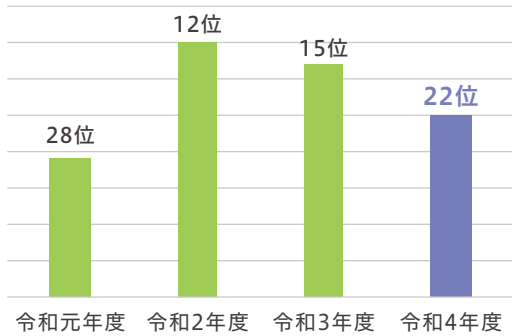
💡 マイナ保険証を利用すると...

マイナ保険証なら、新しい保険証の発行を待つことなく、医療機関・薬局で利用できます。
※新しい保険者による登録手続きが必要です。

インセンティブ制度

協会けんぽでは、健康に関する5つの評価指標について、加入者および事業主の皆さまの取組結果に応じて、上位の支部にインセンティブ(報奨金)を付与し、健康保険料率に反映させる**インセンティブ制度**を導入しています。

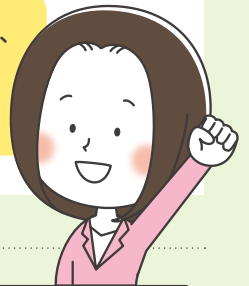
静岡支部のインセンティブ制度 実績推移



成績が47都道府県支部のうち上位15位に入った場合、インセンティブが付与されます。

静岡支部の令和4年度の実績は**22位**であり、残念ながらインセンティブの対象外となりました。

一人ひとりが健康づくりに取り組み、健康維持と保険料率引き下げにつなげましょう!



皆さまに取り組んでいただきたい**5**つのこと

1 健診を毎年受診する

1年に1回は健診(被保険者は生活習慣病予防健診、被扶養者は特定健診)を受けましょう。生活習慣病予防健診を利用されていない事業主様は、加入者様(40歳以上)の健診結果データを協会けんぽにご提出ください。

2 特定保健指導の案内が届いたら必ず利用する

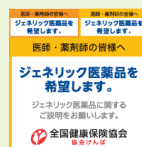
健診の結果、生活習慣の改善が必要と判定された方を対象に、**無料**で健康サポートを行っています。

3 特定保健指導の対象者とならないよう、日頃から健康的な生活習慣を心がける

4 健診の結果、「要治療」「要精密検査」の判定を受けた方は、必ず医療機関を受診する

5 お薬を受け取る際には、積極的に後発医薬品(ジェネリック医薬品)を選択する

協会けんぽでは「ジェネリック医薬品希望シール」をご用意しています。お気軽にお問い合わせください!



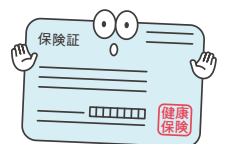
生活習慣病は自覚症状がないまま進行することも多く、突然死の原因にもなる怖い病気です。

お問い合わせ先 企画総務グループ/TEL.054-275-6602

退職後はいつまで保険証が使えるの?

保険証は退職日の翌日(資格喪失日)から使用できません。

事業主様は、ご退職された方の保険証(扶養だったご家族分も含め)を速やかに回収いただき、**日本年金機構名古屋広域事務センター**または**管轄の年金事務所**へご返却ください。



! 保険証の返却が確認できない場合、退職者ご本人様宛に、保険証返却についてのお知らせをお送りしています